

公益財団法人21あおもり産業総合支援センターと国立大学法人弘前大学との
連携協力に関する協定書

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学（以下「乙」という。）は、地域の振興と発展を目指し、相互の理解と連携を強化するため、以下の通り連携協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携と協力により企業及び起業支援活動を一層強化し、地域経済の活性化と中小企業のさらなる成長に貢献することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項についてお互いに連携協力する。

- （1）創業・起業に関すること
- （2）起業人材の育成に関すること
- （3）大学の研究成果と地域企業のニーズ等のマッチングに関すること
- （4）オープンイノベーションを通じたビジネスマッチング等による交流促進や事業化支援に関すること
- （5）その他スタートアップ支援に関すること

（連携会議）

第3条 甲及び乙は、円滑に連携協力するため、必要に応じて連携会議を開催する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項各号の連携協力により相手方から提供された秘密として明示された情報について、相手方の事前の了承なく第三者に開示・漏洩しない。また、本協定の目的以外に提供された情報を利用しない。

（個人情報等の取扱い）

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理、保管する。

（情報の返還等）

第7条 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

（義務違反）

第8条 甲及び乙は、第4条から前条までの義務違反があった場合又は秘密が漏洩する恐れが生じたことを知った場合は、直ちに漏洩の防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（協定の期間）

第9条 本協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。但し、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項、疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して別に定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、相互に署名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和5年3月29日

（甲）青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター
理事長

今喜典 

（乙）青森県弘前市文京町1番地
国立大学法人弘前大学長

福田真作 